

平成29年度

阪南市市民協働事業提案制度

募集要項

ハグクミ、

ハズム



阪南市

平成29年3月

阪南市総務部市民協働まちづくり振興課

目次

1	制度創設の背景と目的	P 1
2	応募から実施までの流れ（予定）	P 3
3	提案・応募できる団体の要件	P 6
4	提案・応募できる事業の要件	P 6
5	募集区分	P 7
6	応募手続	P 8
	（1）募集期間	
	（2）提出書類	
	（3）提出方法	
7	審査・選定協議	P 9
	（1）受付・書類審査	
	（2）事前協議	
	（3）公開プレゼンテーション	
	（4）選定協議	
	（5）選定基準	
8	協働事業の決定・実施	P 11
	（1）成案化に向けた協議に進める事業の決定	
	（2）成案化に向けた協議	
	（3）成案化事業の確定	
	（4）成案化事業の実施	
	（5）成案化事業の成果報告・評価	
9	情報の公開	P 12

- 10 「市設定テーマ部門」募集事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P13
募集テーマ1「阪南市総合計画（後期基本計画）の普及について」
（みらい戦略室）
- 11 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・P15
阪南市市民協働事業提案制度実施要綱
阪南市市民協働事業提案申込書（様式第1号）
阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）
団体概要書（様式第3号）

阪南市においては、少子高齢化・人口減少などを背景に、市民と行政が地域のさまざまな課題や社会的課題を共有し、ともに課題の解決や改善に取り組むことが必要となっています。

このような中、平成21年6月に、「市民参画・協働」を基本理念とした阪南市自治基本条例を制定（同年7月施行）するとともに、平成24年度を初年度とする「阪南市総合計画」においては、市が多様な主体とまちづくりの目標を共有し、それぞれができることを担い合い、ともに取り組む「協働によるまちづくり」をより一層進めていくこととしています。

このため、市民公益活動団体もつ知識・経験、多様性・専門性・柔軟性などを活かし、市民公益活動団体と行政が協働して、課題の解決・改善に向けて取り組むことにより、市民の行政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、阪南市市民協働事業提案制度を創設しました。

阪南市総合計画（2012～2021）より抜粋

第2章 計画の推進にあたって

第1節 協働によるまちづくり

市役所は公共の核としての役割を担い、自治の主役である市民が、まちづくりの主体としての役割を担うことができるよう、協働によるまちづくりを進めています。

これからのまちづくりにおいても、阪南市の多様な主体が本総合計画に掲げる目標を共有し、それぞれができることを担い合い、ともに取り組む「協働によるまちづくり」を一層推進していきます。

「市民協働事業提案制度」とは・・・？

市民公益活動団体の専門性及び柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民公益活動団体と市が協働で行う制度のことです。(阪南市市民協働事業提案制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第1条)

提案制度を活用して、市民公益活動団体や地域団体等と力を合わせて「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」をめざします。

「市民公益活動」とは・・・？

市民(事業者を含む。)の自発性及び自主性に基づいた活動であって、不特定多数の市民や社会の利益の増進に寄与する非営利活動を言います。ただし、次に該当するものを除きます。(実施要綱第2条)

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

「協働事業」とは・・・？

市民公益活動団体及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う公益的な事業のことを言います。(実施要綱第2条)

「こんな阪南市にしたい!」と市民と市が、お互いの立場を理解し、それぞれが持っている専門性や柔軟性を活かして、単独で実施するよりも効果的な事業を行い、住みよいまちづくりをめざし、共に力を合わせて活動することです。

協働事業の形態として、次に掲げるものがあります。

- ア 委託
- イ 共催
- ウ 事業協力
- エ 実行委員会



2

応募から実施までの流れ

協働事業の応募・受付
(P 6～P 8)

説明会 3月13日

募集期間 4月3日
～5月31日

- 募集説明会を開催します。
協働事業についての要件や企画書作成についての説明会です。
- 協働事業の募集をします。
広報誌、市のウェブサイトで募集します。

協働事業や提案書類については、市民活動センター夢プラザ、市民協働まちづくり振興課にご相談ください。



書類審査 (P 9)
6月上旬～6月下旬

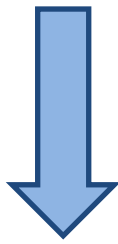
- 書類審査を行います。
提出された書類について「阪南市市民協働推進委員会提案制度審査部会」（以下「審査部会」という。）が事業概要などの書類審査を行い、内容に不明な点がある場合は、提案団体、事業関係課に意見聴取等を行います。書類審査を通過すれば、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（以下「公開プレゼンテーション」という。）に参加できます。公開プレゼンテーションの参加可否については、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書により提案団体に通知します。

事前協議 (P 9)
7月上旬～7月下旬

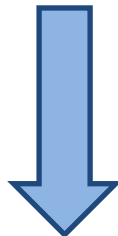
- 事前協議を行います。
書類審査を通過し公開プレゼンテーションに参加できる協働事業については、提案団体と事業関係課において実現の可能性を高めるための協議を行います。協働事業の内容について、課題・目的の共有、役割分担などを話し合います。

公開プレゼンテーション
(P 9 ~ P 10)

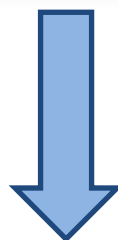
選定協議 (P 9 ~ P 10)
8月上旬ごろ



成案化に向けた協議に進める
事業の決定 (P 11)
8月下旬 ~ 9月上旬



成案化に向けた協議の実施
(P 11)
9月上旬 ~ 10月下旬



○公開プレゼンテーションを行います。

提案団体と事業関係課が出席して協働事業の事業内容やPRを行っていただきます。審査部会が企画書やプレゼンテーションの内容について質問を行います。

○審査を行います。

審査部会で選定協議を行い、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果について市長に提言します。

○成案化に向けた協議に進める事業の決定を行います。

市長は、審査部会の提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進める事業を決定します。公開プレゼンテーションに参加された提案団体に結果を通知します。

○成案化に向けた協議を行います。

提案団体と事業担当課は、事業実施に向けた協議を行います。市に費用が発生する場合は、予算化措置を行います。

予算の正式決定は、市議会
3月定例会における予算
審議の議決後となります

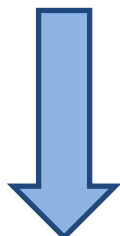


成案化事業の確定 (P11)
平成30年3月ごろ

○阪南市市民協働事業提案制度に基づく成案化事業（以下「成案化事業」という。）の確定を行います。

協働により事業を実施することに合意すれば、成案化事業の確定を行います。

予算措置の必要がない場合は、年度途中においても実施することができます。

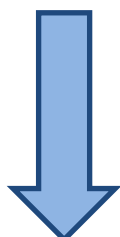


成案化事業の実施 (P11)
平成30年4月～

○成案化事業を実施します。

成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課等が協議して決めます。

事業実施後もお互いの意思疎通を図りながら事業を進めていきます。



成案化事業の報告会・評価 (P12)
平成31年4月中旬ごろ

○報告会を行います。

成案化事業の一定期間経過後、提案団体と事業担当課は、成果等を共有するとともにそれぞれが成果等に対する評価を行います。提案団体と事業担当課は公開で行う報告会に参加し成果等を報告します。

○評価を行います。

審査部会は報告会等を受けて、成案化事業に対する評価を市長に報告します。市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度報告会に参加していただく場合があります。

3

提案・応募できる団体について

提案・応募できる団体は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。複数の団体で事業を提案・応募する場合は、主となる団体が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第3条）

- ①市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体（事業者含む。）として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
- ②組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。
- ③適切な会計処理が行われている団体であること。
- ④原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていない団体（市から組織運営に関する補助金を交付されていない団体）であること。
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき兼業が禁止される者（本市職員や市議会議員等）が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
- ⑥暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑦その他公序良俗に反する団体でないこと。

4

提案・応募できる事業について

提案・応募できる事業は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第4条）

- ①事業を提案した市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。
- ②協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- ③予算の見積り等が適正である事業であること。
- ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。

- ア 法令、条例等に違反するもの
- イ 営利を主たる目的とするもの
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

5

募集区分

次の A、B の事業提案を募集します。（実施要綱第 5 条）

A 「市民自由提案部門」

市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの

B 「市設定テーマ部門」

市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの（募集テーマの詳細は P 14 に掲載していますのでご参照ください）

●参考（平成 27・28 年度成案化された事業）

（単位：千円）

区分・事業名	内 容	事業費
A 箱の浦から始まる高齢者・一人暮らしのランチハウスの開設	近年の高齢化は、想像より早く、各地域では高齢者問題が提起されており、食事の在り方が、高齢者の健康に大きく作用していることから、健康維持の面からも公民協働で、空き家を借りて「ランチハウス」を開設し、昼食会を実施していく。	129
B 地区防災マップの作成及び防災訓練の実施	地震・風水害・土砂災害等を考慮した防災マップを作成し地域内の全世帯に情報提供すること及び地域全体での防災訓練を実施することにより、地域内の一人一人が「自分たちの地域は自分で守る」及び「自主的に防災・減災活動に取り組み、災害に備える」よう意識改革し、防災・減災活動の主人公として行動することを促し、自助・共助による安全・安心な地域づくりを図る。	500
B 本のリサイクル事業	現在、市立図書館開催の本のリサイクル事業は人手が必要なため年 3 回となっている。恒常的にこのような機会があれば不要になった本をこれまで以上、市民に還元でき廃品となる本を減らすことができる。さらにリサイクル本を有料で販売することによる売上金を活用し、図書館、小学校、幼稚園、保育所に寄贈する。また、リサイクル事業の場が新たな市民交流の場、市民活動の場となるよう事業展開を図る。	650

6

応募手続

(1) 募集期間

平成29年4月3日(月)～平成29年5月31日(水)

(2) 提出書類

提案・応募時に必要な書類は、次のとおりです。(実施要綱第6条)

- ① 阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号)
 - ② 阪南市市民協働事業企画書(様式第2号)
 - ③ 団体概要書(様式第3号)
 - ④ 団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
 - ⑤ 団体の役員名簿(名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの)
 - ⑥ 団体の経営状況を示す資料(当該年度の予算書、前年度の収支決算書)
 - ⑦ 団体の活動状況を示す資料(当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書)
 - ⑧ その他市長が必要と認める書類(会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など)
- (注) 提出いただいた書類は返却しません。

(3) 提出方法

総務部市民協働まちづくり振興課(本庁2階・23番窓口)に持参、
郵送(〒599-0292)、またはメール(machi@city.hannan.lg.jp)にて、
応募してください。

※平成29年5月31日(水)必着

※開庁時間は月曜日から金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分

「市民自由提案部門」、「市設定テーマ部門」いずれも、次の手順により「審査部会」が審査・選定を行います。

（１）受付・書類審査

提出書類を受付した後、審査部会が書類等の審査及び提案できる団体や事業の要件の確認を行います。内容に不明な点がある場合は、提案団体、事業関係課に意見聴取や追加資料の提出を求める場合もあります。

事業の要件を満たしている場合は公開プレゼンテーションに進めます。その旨を阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第 8 条）

（２）事前協議

書類審査を通過し公開プレゼンテーションに参加できる協働事業については、提案団体と事業関係課において実現の可能性を高めるため、次の事項について、事前協議を行います。（実施要綱第 9 条）

- ①事業の必要性や事業実施上の課題
- ②提案団体と行政との役割分担等

（３）公開プレゼンテーション

協働事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民の皆さんに周知するため公開プレゼンテーションを実施します。

公開プレゼンテーションには、提案団体と事業関係課が出席して協働事業について、説明やPRを行います。また、審査部会が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。

提案団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席することとし、欠席の場合は、協働事業は不採択とします。（実施要綱第 8 条）

(4) 選定協議

公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業について、選定基準等により成案化に向けた協議に進めるか否か等についての協議を行い、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果等について市長に提言を行います。(実施要綱第10条)

(5) 選定基準

審査項目	審査のポイント
有効性 社会性	①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に賛同されるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。
協働性	①市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ②事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ③市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ④総合計画における「現状と課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。
実現性	①設定している目標は適切か。 ②事業は具体的な内容となっているか。 ③提案団体が事業を実施する能力を有しているか。
予算の 適当性	①実現可能で、継続性を考慮した予算積算であるか。

（１）成案化に向けた協議に進める事業の決定

市長は、審査部会からの提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を阪南市市民協働事業提案制度に基づく協働事業の（決定・非該当）通知書により通知します。ただし、成案化に向けた協議に進めると決定する場合において、条件を付する場合があります。

条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合は提案を取り下げることができます。（実施要綱第 1 1 条）

（２）成案化に向けた協議

成案化に向けた協議に進めると決定した提案団体及び協働事業の事業担当課は、成案化に向けた協議を行います。

市に費用が発生する場合は、予算化措置を行います。（実施要綱第 1 2 条）

（３）成案化事業の確定

成案化に向けた協議を行った提案団体及び事業担当課において、協働により事業を行うことに合意した場合は、阪南市市民協働事業提案制度に基づく成案化事業の確定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第 1 3 条）

（４）成案化事業の実施

成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して決めます。（実施要綱第 1 4 条）

なお、成案化事業は予算の範囲内で、翌年度に行うこととなります。

予算化措置の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施することができます。

成案化事業の実施途中で、成案化事業の成果などについて確認する会議等を行い、お互いの意思疎通を図りながら成案化事業を実施します。

(5) 成案化事業の成果報告・評価

事業の一定期間経過後、成案化事業の成果等を市民などに広く伝え、「協働によるまちづくり」を推進するため、市民を対象とした報告会を行います。提案団体と事業担当課は、成案化事業の成果を共有するとともにそれぞれが成果等に対する評価を行った上で、報告会に参加して成果等の報告を行います。

報告会には、審査部会が出席して、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告します。(実施要綱第15条)

市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度報告会に参加していただく場合があります。

9

情報の公開

市は、市ウェブサイト等で次の内容を公開します。(実施要綱第16条)

- ①協働事業の名称、提案団体及び事業概要等
- ②協働事業の成案化に向けた協議の結果等
- ③成案化事業の実施状況等
- ④成案化事業の成果報告等

公開にあたっては、阪南市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

市設定テーマ募集事業

募集テーマ1

「市設定テーマ部門」募集事業の概要

提案課	みらい戦略室
市設定テーマ名	阪南市総合計画（後期基本計画）の普及について
背景・現状・課題	<p>平成29年4月に総合計画（後期基本計画）を完成する予定です。「施策のめざす姿」の実現に向け取り組んでいるところですが市民のみなさんに対する「総合計画」の周知が十分に図られていない現状です。まちづくりの仕組みについて、市民のみなさんにわかりやすく説明することが必要であり、特にこれからのまちづくりの主役を担う若い世代に対して市政への参画意識を高めてもらう必要があります。</p> <p>「総合計画（後期基本計画）」を市民の皆さんに理解していただき、浸透させるためには、わかりやすく親しみやすい仕組みづくりが必要と考えています。</p>
テーマのねらい	<p>「総合計画（後期基本計画）」に興味をもっていただき、老若男女に親しみをもってもらえるよう、「総合計画（後期基本計画）」のPR媒体を作成し、講座等を行うことで「市のめざす姿」、「市役所の役割」、「市民の役割」を市民に理解していただく。</p>
想定される事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「阪南市総合計画（後期基本計画）PR版（マンガ、チラシ、ビデオ等）」の作成 ・小・中学校の出前講座
担当課からのメッセージ	<p>楽しみながら協働のまちづくりを考えましょう。 想定される事業以外にも普及活動を一緒にしませんか。</p>

参 考 资 料

阪南市長 様

阪南市市民協働事業提案申込書

市との協働事業について、以下のとおり提案します。

事業について（詳細は、阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）をご記入ください。）	
事業の名称	
提案の区分 （いずれかに○）	・市民自由提案部門 ・市設定テーマ部門 [テーマ名：]

団体について（詳細は、団体概要書（様式第3号）をご記入ください。）	
団体の名称	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒
連絡責任者（代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

添付書類チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）			
<input type="checkbox"/>	(1)	阪南市市民協働事業提案申込書（様式第1号：本書類）	
<input type="checkbox"/>	(2)	阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）	
<input type="checkbox"/>	(3)	団体概要書（様式第3号）	
<input type="checkbox"/>	(4)	定款、規約又は会則その他これらに類するもの	
<input type="checkbox"/>	(5)	役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）	
<input type="checkbox"/>	(6)	団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）	
<input type="checkbox"/>	(7)	団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）	
<input type="checkbox"/>	(8)	その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）	
受付日	年 月 日()	整理番号	

阪南市市民協働事業企画書

整理番号		団体の名称	
事業の名称			
提案の区分 (いずれかに○)	・市民自由提案部門 ・市設定テーマ部門 [テーマ名：]		

●提案内容

事業の詳細	現状と課題
	事業の目的
	事業の目標
	総合計画との関連性
実施時期・期間	
実施場所	
対象・人数・規模	

事業内容	
実施体制	
役割分担	提案団体の担う役割（提案団体は具体的には何をしますか）
	市の担う役割（市へ求める役割は何ですか）
行政と協働する 相乗効果・メリット	市のメリット（市民にとってどのようなメリットがあると思いますか）
PRしたいこと	

●事業見積り（1年間の事業費の概算）

（収入の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

（支出の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計		

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

提案事業の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）	
<input type="checkbox"/>	(1) 市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業
<input type="checkbox"/>	(2) 協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業
<input type="checkbox"/>	(3) 予算の見積り等が適正である事業
<input type="checkbox"/>	(4) 阪南市総合計画の方向性に沿った事業
<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。 ア法令、条例等に違反するもの イ営利を主たる目的とするもの ウ公序良俗に反するもの エ市の施策への要望並び団体の運営への支援を求めるもの

団 体 概 要 書

整 理 番 号

団 体 の 名 称							
団 体 の 概 要	構 成 員 数	会 員 数	人	専 従 職 員	人	非 専 従 員	人
		役 員 数	人	う ち 有 給 職 員	人	う ち 有 給 職 員	人
	設 立 年 月	年	月	法 人 年 月	年	月	
	活 動 の 目 的						
	主 な 活 動 内 容						
年 間 事 業 費	直 近 年 度 の 決 算 総 額						
	内 訳						
事 業 実 績	実 績	年 度	内 容（事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など）				
	行 政 と の 協 働 実 績						
	上 記 以 外 の 事 業 実 績						

記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

提案団体の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）	
<input type="checkbox"/>	(1) 市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。（法人格の有無は問わない。）
<input type="checkbox"/>	(2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。
<input type="checkbox"/>	(3) 適切な会計処理が行われている団体であること。
<input type="checkbox"/>	(4) 原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	(5) 地方自治法等の規定に基づき兼業が禁止される者が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	(6) 暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	(7) その他公序良俗に反する団体でないこと。